

	調査項目		調査方法	判定基準
建築物の内部	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	防煙壁（千葉県建築基準法施行細則第十三条第一項第二号イに掲げる排煙設備に係るものを除く。）	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	非常用の照明装置（千葉県建築基準法施行細則第十三条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

千葉県建築基準法施行細則

第十三条第一項第二号イ・・・法第三十五条又は法第三十六条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）

ロ・・・法第三十五条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）